

議案第104号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 公職選挙法施行令の改正に伴い、投票管理者を交替制とする場合の報酬の額について定めるとともに、投票管理者の報酬の額を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月世田谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1投票管理者の部投票所における投票の場合の項中「20,000円」を「19,000円」に改め、同表備考第2号中「期日前投票所」を「投票所及び期日前投票所」に、「投票箱等」を「投票箱」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考第1号を同表備考第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 投票管理者の従事時間が投票時間の2分の1の時間である場合の報酬の額は、投票所における投票管理者にあつては9,500円、期日前投票所における投票管理者にあつては7,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。